

日本目録規則

Nippon Cataloging Rules

2018年版

日本図書館協会目録委員会編

第2部 属性

<属性の記録>

セクション1 属性総則

第1章 属性総則

2018年12月25日作成

2019年1月7日公開

* 問い合わせ先 日本図書館協会目録委員会：ncr@jla.or.jp

編集 日本図書館協会目録委員会

発行 公益社団法人日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

Tel. 03-3523-0811 Fax. 03-3523-0841

第 1 章 属性総則

目次

#1 属性総則.....	4
#1.1 記録の目的.....	4
#1.2 記録の範囲.....	4
#1.2.1 構成.....	4
#1.2.2 コア・エレメント.....	4
#1.3 記述対象.....	5
#1.3 記述対象 別法.....	5
#1.4 刊行方式.....	5
#1.4.1 単巻資料.....	5
#1.4.2 複数巻単行資料.....	5
#1.4.3 逐次刊行物.....	6
#1.4.4 更新資料.....	6
#1.5 書誌階層構造と記述のタイプ.....	6
#1.5.1 書誌階層構造.....	6
#1.5.2 記述のタイプ.....	7
#1.5.2.1 包括的記述.....	7
#1.5.2.2 分析的記述.....	8
#1.5.2.3 階層的記述.....	9
#1.6 識別の基盤.....	9
#1.6.1 複数の部分から成る記述対象.....	9
#1.6.2 更新資料.....	10
#1.7 新規の記述を必要とする変化.....	10
#1.8 情報源.....	10
#1.8.1 体現形、個別資料.....	10
#1.8.2 著作、表現形.....	10
#1.8.3 個人・家族・団体.....	11
#1.8.4 場所.....	11
<#1.9～#1.13 記録の方法>.....	11
#1.9 記録の方法.....	11

#1.10 転記.....	12
#1.10 転記 別法.....	12
#1.10.1 漢字、仮名.....	13
#1.10.1 漢字、仮名 別法.....	13
#1.10.2 ラテン文字.....	13
#1.10.2 ラテン文字 任意追加.....	13
#1.10.3 漢字、仮名、ラテン文字以外の文字種.....	14
#1.10.3 漢字、仮名、ラテン文字以外の文字種 別法.....	14
#1.10.4 句読記号.....	14
#1.10.5 句読記号以外の記号等.....	15
#1.10.6 計量の単位.....	15
#1.10.7 イニシャル・頭字語.....	15
#1.10.8 再読を意図して表示された文字または語句.....	15
#1.10.9 略語.....	15
#1.10.10 数、日付.....	15
#1.10.10.1 数字.....	16
#1.10.10.1 数字 別法.....	16
#1.10.10.2 語句で表示された数.....	17
#1.10.10.3 省略された数.....	17
#1.10.10.4 序数.....	17
#1.10.10.5 日付.....	17
#1.10.11 誤表示.....	18
#1.10.11 誤表示 別法.....	18
#1.11 統制形の記録.....	18
<#1.11.1~#1.11.4 言語>.....	19
#1.11.1 日本語.....	19
#1.11.1 日本語 別法.....	19
#1.11.2 中国語.....	20
#1.11.2 中国語 別法.....	20
#1.11.3 韓国・朝鮮語.....	21
#1.11.4 日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語.....	21
#1.11.4.1 表示形.....	21
#1.11.4.2 翻字形.....	21

#1.11.4.3 片仮名表記形	22
<#1.11.5~#1.11.11 統制形の記録の補足規定>	22
#1.11.5 大文字使用法	22
#1.11.6 数.....	22
#1.11.7 アクセント、発音符号等	22
#1.11.7 アクセント、発音符号等 任意追加.....	23
#1.11.8 冒頭の冠詞.....	23
#1.11.8 冒頭の冠詞 別法	23
#1.11.9 ハイフン.....	23
#1.11.10 イニシャル・頭字語の後のスペース	23
#1.11.11 略語.....	24
#1.12 読みの記録.....	24
#1.12.1 片仮名読み形	25
#1.12.1 片仮名読み形 別法	25
#1.12.2 ローマ字読み形.....	26
#1.12.2 ローマ字読み形 別法.....	26
#1.12.3 ハングル読み形.....	27
#1.13 注記.....	27
#1.13.1 引用.....	27
#1.13.2 参照.....	27
#1.13.3 対象部分の特定.....	28

#1 属性総則

#1.1 記録の目的

実体の属性の記録の目的は、次のとおりである。

- a) 統制形アクセス・ポイントを構成する要素として、または非統制形アクセス・ポイントとして、実体の発見に寄与する。
- b) 特定の実体を識別する（すなわち、記述された実体と求める実体との一致を確認する、または類似した複数の実体を判別する）。
- c) 利用者のニーズに適合する資料を選択する（すなわち、内容、キャリア等に照らして利用者の要求を満たす資料を選択する、または利用者のニーズに適合しない資料を除外する）。
- d) 記述された個別資料を入手する（すなわち、個別資料を取得する、または個別資料へのアクセスを確保する）。

#1.2 記録の範囲

書誌データおよび典拠データとして、著作、表現形、体現形、個別資料、個人・家族・団体、概念、物、出来事および場所という各実体の属性を記録する。

#1.2.1 構成

セクション 1 の本章は、各実体の属性を記録するにあたって、前提となる規定および共通の規定を扱っている。

次いで第 2 章～第 12 章は、実体別に次のように構成している。

セクション 2 著作、表現形、体現形、個別資料

- 第 2 章 体現形
- 第 3 章 個別資料
- 第 4 章 著作
- 第 5 章 表現形

セクション 3 個人・家族・団体

- 第 6 章 個人
- 第 7 章 家族
- 第 8 章 団体

セクション 4 概念、物、出来事、場所

- 第 9 章 概念（保留）
- 第 10 章 物（保留）
- 第 11 章 出来事（保留）
- 第 12 章 場所（一部保留）

#1.2.2 コア・エレメント

コア・エレメントについては、#0 末尾の付表を見よ。

#1.3 記述対象

書誌データの根幹は、体現形の記述である。当該の資料全体の刊行方式と書誌階層構造を把握した上で、その資料から特定の体現形を選択し、記述対象とする。

(参照：刊行方式については、#1.4～#1.4.4 を見よ。書誌階層構造については、#1.5.1 を見よ。)

記述対象が複数の部分（巻号、部編など）から成る場合、または複数のイテレーション（更新資料における更新状態）をもつ場合は、#1.6～#1.6.2 に従う。

記述対象とする体現形の属性を記録し、あわせて個別資料の記述、その体現形が属する著作および表現形の記述を作成する。また、必要に応じて関連するその他の実体（個人・家族・団体、場所）の記述を作成する。

ただし、書写資料、肉筆の絵画、手稿譜等については、個別資料を記述対象として、体現形の記述を作成する。

#1.3 記述対象 別法

書誌データの根幹は、体現形の記述である。当該の資料全体の刊行方式と書誌階層構造を把握した上で、その資料から特定の体現形を選択し、記述対象とする。

(参照：刊行方式については、#1.4～#1.4.4 を見よ。書誌階層構造については、#1.5.1 を見よ。)

記述対象が複数の部分（巻号、部編など）から成る場合、または複数のイテレーション（更新資料における更新状態）をもつ場合は、#1.6～#1.6.2 に従う。

記述対象とする体現形の属性を記録し、あわせて個別資料の記述、その体現形が属する著作および表現形の記述を作成する。また、必要に応じて関連するその他の実体（個人・家族・団体、場所）の記述を作成する。

ただし、和古書・漢籍、初期印刷資料、書写資料、肉筆の絵画、手稿譜等については、個別資料を記述対象として、体現形の記述を作成する。

#1.4 刊行方式

セクション 2 では、体現形の刊行方式ごとに規則を定めている場合がある。刊行方式による区分には、単巻資料、複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料がある。

#1.4.1 単巻資料

物理的に単一のユニットとして刊行される資料（例えば、1冊のみの単行資料）である。無形資料の場合は、論理的に単一のユニットとして刊行される資料（例えば、ウェブサイトに掲載された PDF ファイル）である。

#1.4.2 複数巻単行資料

同時に、または継続して刊行される複数の部分から成る資料で、一定数の部分により完結する、または完結することを予定するものである。例えば、2巻組の辞書、1セット3巻組のオーディオカセット、複数巻から成る全集、終期を予定するシリーズがある。

#1.4.3 逐次刊行物

終期を予定せず、同一タイトルのもとに、部分に分かれて継続して刊行され、通常はそれぞれに順序表示がある資料である。雑誌、新聞、終期を予定しないシリーズなどがある。特定のイベントに関するニュースレターなど、刊行期間は限定されているが、連続する巻号、番号、刊行頻度など逐次刊行物としての特徴を備えた資料や、逐次刊行物の複製をも含む。

#1.4.4 更新資料

追加、変更などによって内容が更新されるが、一つの刊行物としてのまとまりは維持される資料である。更新前後の資料は、別個の資料として存在するのではなく、更新箇所が全体に統合される。例えば、ページを差し替えることにより更新されるルーズリーフ形式のマニュアル、継続的に更新されるウェブサイトがある。

#1.5 書誌階層構造と記述のタイプ

#1.5.1 書誌階層構造

体現形は、シリーズと其中的各巻、逐次刊行物と其中的各記事のように、それぞれが固有のタイトルを有する複数のレベルとして、階層的にとらえることができる。これを書誌階層構造という。

書誌レベルは、書誌階層構造における上下の位置づけを示す。記述対象として選択することが望ましい書誌レベルを、基礎書誌レベルという。その上下の書誌レベルを、それぞれ上位書誌レベル、下位書誌レベルと定める。

データ作成者は、任意の一つの書誌レベルを選択し、体現形の記述（包括的記述または分析的記述）を作成する。

（参照：#1.5.2.1、#1.5.2.2 を見よ。）

複数の書誌レベルを選択し、それらの記述を組み合わせた階層的記述を作成することもできる。

（参照：#1.5.2.3 を見よ。）

一つの書誌レベルの記述において、上位書誌レベルの情報は、属性の記録（シリーズ表示）、および（または）関連の記録（体現形間の上位・下位の関連）として記録することができる。下位書誌レベルの情報は、専ら関連の記録（体現形間の上位・下位の関連）として記録することができる。異なる書誌レベルにそれぞれ対応した複数の記述を作成し、関連の記録によって相互に結びつけることもできる。

（参照：#43.3 を見よ。）

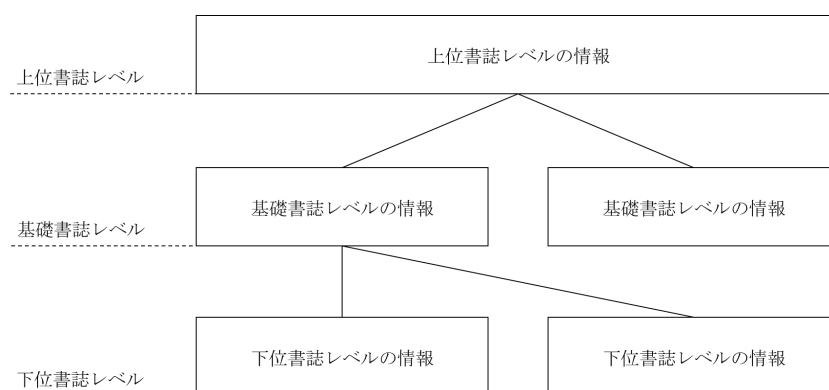


図 1.5.1 書誌階層構造

基礎書誌レベルについては、刊行方式に応じて、次のとおりに設定する。

a) 単巻資料

それ自体を基礎書誌レベルとする。

b) 複数巻単行資料

全体を構成する各部分が固有のタイトルを有する場合は、そのタイトルを有する部分（1巻、複数巻）を基礎書誌レベルとする。各部分が固有のタイトルを有しない場合は、全体を基礎書誌レベルとする。

c) 逐次刊行物

その全体を基礎書誌レベルとする。ただし、それぞれ独立した順序表示をもつ部編等に分かれている場合は、部編等を基礎書誌レベルとする。

d) 更新資料

その全体を基礎書誌レベルとする。

なお、固有のタイトルを有しない物理的（または論理的）な単位に記述対象を分割して扱う場合は、その単位を物理レベルとよぶ。物理レベルで記述を作成してもよい。

#1.5.2 記述のタイプ

表現形の記述のタイプには、包括的記述、分析的記述、階層的記述がある。

データ作成の目的にあわせて、いずれかの記述のタイプを採用する。

#1.5.2.1 包括的記述

包括的記述は、表現形の全体を記述対象とする記述である。書誌階層構造でいえば、下位書誌レベルが存在する場合の上位書誌レベルの記述が該当する。また、単一の書誌レベルしか存在しない場合の記述も該当する。

包括的記述を採用するのは、次のような表現形の全体を記述対象とする場合である。

a) 単巻資料

b) 複数巻単行資料

c) 逐次刊行物

d) 更新資料

e) 個人収集者、販売者、図書館、文書館等が収集した、複数の部分から成るコレクション

単巻資料、逐次刊行物、更新資料については、包括的記述が基礎書誌レベルのデータ作成に相当する。複数巻単行資料については、各部分が固有のタイトルを有しない場合に限り、包括的記述が基礎書誌レベルのデータ作成に相当する。

包括的記述を採用した場合は、資料の部分に関する情報（著作に関する情報をも含む）を次のいずれかの方法で記録することができる。

f) キャリアに関する記録の一部として（参照：#2.14.0.4 を見よ。）

g) 関連する著作の記録として（参照：#43.1 を見よ。）

h) 関連する体现形の記録として（参照：#43.3 を見よ。）

また、包括的記述とは別に、各部分を記述対象とする分析的記述を作成し、相互に関連づけることもできる。

#1.5.2.2 分析的記述

分析的記述は、より大きな単位の体现形の一部を記述対象とする記述である。複数の部分から成る体现形のうちの一部分を記述対象とする場合や、シリーズのうちの 1 巻を記述対象とする場合などがある。書誌階層構造でいえば、上位書誌レベルが存在する場合の下位書誌レベルの記述が該当する。また、物理レベルでの記述もこれに該当する。

分析的記述を採用するのは、次のような体现形の部分を記述対象とする場合である。部分の数は任意であり（一部分、選択した複数の部分、全部分のいずれの場合もある）、それぞれに対するデータを作成することができる。

a) 単巻資料の一部（1 冊の歌曲集のうちの 1 曲など）

b) 複数巻単行資料の一部（本編と索引から成る 2 巻組のうちの索引など）

c) 逐次刊行物の一部（1 号のうちの 1 記事、全号のうちの 1 号全体、選択した複数号など）

d) 更新資料の一部

e) 個人収集者、販売者、図書館、文書館等による、複数の部分から成るコレクションの一部

分析的記述を採用した場合は、より大きな単位の資料に関する情報（著作に関する情報をも含む）を、次の方法で記録することができる。

f) 分析的記述におけるシリーズ表示の記録として（参照：#2.10.0.4 を見よ。）

g) 関連する著作の記録として（参照：#43.1 を見よ。）

h) 関連する体现形の記録として（参照：#43.3 を見よ。）

また、作成した分析的記述とは別に、より大きな単位の体现形を記述対象とする記述を作成し、相互に関連づけることもできる。

分析的記述を採用した場合に、さらに小さな単位の部分が存在するときは、小さな単位の部分に関する情報を次のいずれかの方法で記録することができる。

- i) キャリアに関する記録の一部として（参照：#2.14.0.4 を見よ。）
- j) 関連する著作の記録として（参照：#43.1 を見よ。）
- k) 関連する体現形の記録として（参照：#43.3 を見よ。）

#1.5.2.3 階層的記述

包括的記述に一つまたは複数の分析的記述を連結した記述である。複数の部分から成るあらゆる体現形は、その全体と部分をそれぞれ包括的記述と分析的記述の双方によって記録することができる。分析的記述は、複数の階層に細分できる場合がある。

#1.6 識別の基盤

記述対象の体現形が複数の部分（巻号、部編など）から成る場合、または複数のイテレーションをもつ場合は、#1.6.1、#1.6.2 に従って、識別の基盤となる部分またはイテレーションを選定する。

単巻資料に対する包括的記述を作成する場合、または単一の部分に対する分析的記述を作成する場合は、記述対象全体を識別の基盤とする。

次のエレメントについては、識別の基盤となる部分またはイテレーションから情報源を選定して記録する。

- a) タイトル（参照：#2.1 を見よ。）
- b) 責任表示（参照：#2.2 を見よ。）
- c) 版表示（参照：#2.3 を見よ。）
- d) 逐次刊行物の順序表示（参照：#2.4 を見よ。）
- e) 出版表示（参照：#2.5 を見よ。）
- f) 頒布表示（参照：#2.6 を見よ。）
- g) 製作表示（参照：#2.7 を見よ。）
- h) 非刊行物の制作表示（参照：#2.8 を見よ。）

#1.6.1 複数の部分から成る記述対象

複数巻単行資料または逐次刊行物に対する包括的記述など、記述対象が複数の部分（巻号、部編など）から成る場合は、次のように識別の基盤を選定する。

- a) 各部分に順序を示す番号付がある場合は、最も小さな番号が付された部分（逐次刊行物の初号など）を識別の基盤とする。それが入手できない場合は、入手できた範囲で最も小さな番号が付された部分を識別の基盤とし、識別の基盤とした部分について、注記として記録する。

（参照：#2.41.12.2.1～#2.41.12.2.1.3 を見よ。）

刊行が終了した逐次刊行物の順序表示、出版日付、頒布日付、製作日付、非刊行物の制作日付については、最も大きな番号が付された部分（終号）も識別の基盤とす

る。

- b) 各部分に番号付がない場合、または番号付が部分の順序決定の役割を果たさない場合は、出版等の日付が最も古い部分を識別の基盤とする。それが入手できない場合は、入手できた範囲で出版等の日付が最も古い部分を識別の基盤とし、識別の基盤とした部分について、注記として記録する。

(参照: #2.41.12.2.1~#2.41.12.2.1.3 を見よ。)

出版日付、頒布日付、製作日付、非刊行物の制作日付については、出版等の日付が最も新しい部分も識別の基盤とする。

- c) セットとして扱う記述対象（同時に刊行された複数巻単行資料など）のうち、番号付がない場合、または番号付が順序を示していない場合は、記述対象全体を識別の基盤とする。

(参照: 複数の情報源については、あわせて#2.0.2.2.4~#2.0.2.2.4.4 を見よ。)

#1.6.2 更新資料

記述対象が更新資料である場合は、最新のイテレーションを識別の基盤とし、基盤としたイテレーションについて注記として記録する。

(参照: #2.41.12.2.2 を見よ。)

出版日付、頒布日付、製作日付、非刊行物の制作日付については、出版等の日付が最も古いイテレーションおよび最も新しいイテレーションを識別の基盤とする。

#1.7 新規の記述を必要とする変化

実体の種類ごとに、新たな実体が生じたとみなして新規の記述を作成する変化について規定する。体現形については#2.0.5~#2.0.5C、著作については#4.0.4~#4.0.4.2B、個人については#6.1.3.1~#6.1.3.1B、家族については#7.1.3.1~#7.1.3.1A、団体については#8.1.3.2 に従う。著作に新規の記述を作成する変化があった場合は、表現形にも新規の記述を必要とするとみなす。

#1.8 情報源

資料に対する情報源は、資料自体の情報源と資料外の情報源に区分される。資料自体の範囲については、#2.0.2.1 で規定する。また、資料自体の情報源から、#2.0.2.2~#2.0.2.2.4.4 に従って優先情報源を選定する。

#1.8.1 体現形、個別資料

体現形、個別資料の属性を記録するにあたっては、その情報源は、各エレメントの情報源の規定が異なっていない限り、#2.0.2.2~#2.0.2.3.2 別法を適用して選定する。

#1.8.2 著作、表現形

著作、表現形の属性を記録するにあたっては、どの情報源に基づいて記録してもよい。ただし、著作の優先タイトルの情報源については、#4.1.2 に従う。

(参照: 著作の属性の情報源については、#4.0.2 を見よ。表現形の属性の情報源について

は、#5.0.2 を見よ。)

#1.8.3 個人・家族・団体

個人・家族・団体の属性を記録するにあたっては、どの情報源に基づいて記録してもよい。ただし、個人・家族・団体の優先名称の情報源は、次のものをこの優先順位で採用する。

- a) 個人・家族・団体と結びつく資料の優先情報源
- b) 個人・家族・団体と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報
- c) その他の情報源 (参考資料を含む)

(参照: 個人の属性の情報源については、#6.0.2 を見よ。家族の属性の情報源については、#7.0.2 を見よ。団体の属性の情報源については、#8.0.2 を見よ。)

#1.8.4 場所

場所の属性を記録するにあたっては、どの情報源に基づいて記録してもよい。ただし、場所の優先名称の情報源は、次のものをこの優先順位で採用する。

- a) データ作成機関で定める言語による地名辞典等の参考資料
- b) 場所が属する法域で刊行された、その法域の公用語による地名辞典等の参考資料

(参照: #12.0.2 を見よ。)

<#1.9~#1.13 記録の方法>

#1.9 記録の方法

属性は、#0.5.1.3 に示したエレメントの種類に応じて、次のように記録する。

- a) 情報源における表示の転記を原則とするエレメント

#1.10~#1.10.11 別法に従って、情報源における表示を転記する。

例外的に、当該エレメントの記録の方法の規定に従って、転記によらない記録を行う場合がある。その場合は、データ作成機関で定める目録用言語を用いて記録する。

(参照: #0.9.4 を見よ。)

- b) 統制形による記録を行うエレメント

#1.11~#1.11.11 に従って記録する。典拠ファイルなどの手段で統制を行う。

- c) 本規則に提示された語彙のリストからの選択を原則とするエレメント

当該エレメントの記録の方法の規定に示された語彙のリストから、適切な用語を選択して記録する。リストに適切な用語がない場合に、データ作成機関がその他の簡略な用語を定めて記録することができるエレメントもある。

データ作成機関の定める目録用言語を用いて記録する。日本語または英語以外の言語を目録用言語とする場合は、リストの用語を目録用言語による表現に置き換えて記録する。

(参照: #0.9.4 を見よ。)

データ作成機関の判断により、本規則で規定する語彙のリストとは異なる語彙体系

を用いて記録することもできる。その場合は、データ作成機関が用いた語彙の体系を明らかにする必要がある。

(参照: #0.5.8 を見よ。)

d) 計数・計測した値 (量や大きさなど) の記録を原則とするエレメント

当該エレメントの記録の方法の規定に従い、計数・計測した値とその単位を記録する。記録の一部に、提示された語彙のリストからの選択を含む場合がある。

データ作成機関の定める目録用言語を用いて記録する。

(参照: #0.9.4 を見よ。)

e) 文章等により記録を行うエレメント

当該エレメントの記録の方法の規定に従い、データ作成機関の定める目録用言語を用いて記録する。

(参照: #0.9.4 を見よ。)

#1.10 転記

#2 の次のエレメントでは、特に指示のある場合を除いて、情報源における表示を転記する。

(参照: #0.9.2 を見よ。)

- a) タイトル (参照: #2.1.0.4 を見よ。)
- b) 責任表示 (参照: #2.2.0.4 を見よ。)
- c) 版表示 (参照: #2.3.0.4 を見よ。)
- d) 逐次刊行物の順序表示 (参照: #2.4.0.4 を見よ。)
- e) 出版表示 (参照: #2.5.0.4 を見よ。)
- f) 頒布表示 (参照: #2.6.0.4 を見よ。)
- g) 製作表示 (参照: #2.7.0.4 を見よ。)
- h) 非刊行物の制作表示 (参照: #2.8.0.4 を見よ。)
- i) 著作権日付 (参照: #2.9.2 を見よ。)
- j) シリーズ表示 (参照: #2.10.0.4 を見よ。)

情報源における表示を転記する場合は、文字の大小の表示は再現せず、#1.10.1～

#1.10.11 別法およびそれらの規定が参照する付録に従って記録する。

なお、他機関が作成したデータを使用する場合、または自動的なコピー、スキャン、ダウンロード、メタデータのハーベストなどによるデジタル情報源を使用する場合は、データを修正せずに使用してよい。

#1.10 転記 別法

#2 の次のエレメントでは、特に指示のある場合を除いて、情報源における表示を転記する。

(参照: #0.9.2 を見よ。)

- a) タイトル (参照: #2.1.0.4 を見よ。)
- b) 責任表示 (参照: #2.2.0.4 を見よ。)
- c) 版表示 (参照: #2.3.0.4 を見よ。)
- d) 逐次刊行物の順序表示 (参照: #2.4.0.4 を見よ。)
- e) 出版表示 (参照: #2.5.0.4 を見よ。)
- f) 頒布表示 (参照: #2.6.0.4 を見よ。)
- g) 製作表示 (参照: #2.7.0.4 を見よ。)
- h) 非刊行物の制作表示 (参照: #2.8.0.4 を見よ。)
- i) 著作権日付 (参照: #2.9.2 を見よ。)
- j) シリーズ表示 (参照: #2.10.0.4 を見よ。)

情報源における表示を転記する場合は、データ作成機関が定める、または採用すると定めた基準に従って記録する。この場合は、#1.10.1～#1.10.11 別法およびそれらの規定が参照する付録に従う必要はない。

なお、他機関が作成したデータを使用する場合、または自動的なコピー、スキャン、ダウンロード、メタデータのハーベストなどによるデジタル情報源を使用する場合は、データを修正せずに使用してよい。

#1.10.1 漢字、仮名

漢字は、原則として情報源に使用されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。入力できない漢字は、入力できる漢字に置き換えるか、読みや説明的な語句に置き換え、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示し、必要に応じて説明を注記として記録する。

仮名はそのまま記録するが、変体仮名は平仮名に改める。

#1.10.1 漢字、仮名 別法

漢字は、原則として常用漢字表に収録されている字体で記録する。常用漢字表の字体に置き換えられない漢字は、情報源に使用されている字体のとおり記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。入力できない漢字は、入力できる漢字に置き換えるか、読みや説明的な語句に置き換え、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示し、必要に応じて説明を注記として記録する。

仮名はそのまま記録するが、変体仮名は平仮名に改める。

#1.10.2 ラテン文字

ラテン文字は、原則として情報源に表示されているとおりに記録する。大文字使用法については、当該言語の慣用に従う。発音符号は、情報源に表示されているとおりに記録する。

(参照: 大文字使用法については、付録#A.2 を見よ。)

#1.10.2 ラテン文字 任意追加

情報源に表示されていない発音符号は、当該言語の慣用に従って追加して記録する。

#1.10.3 漢字、仮名、ラテン文字以外の文字種

漢字、仮名、ラテン文字以外の文字種は、原則として情報源に使用されているとおりに記録する。入力できない文字は、入力できる文字に置き換えるか、説明的な語句に置き換え、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示し、必要に応じて説明を注記として記録する。大文字使用法については、当該言語の慣用に従う。

（参照：大文字使用法については、付録#A.2 を見よ。）

#1.10.3 漢字、仮名、ラテン文字以外の文字種 別法

漢字、仮名、ラテン文字以外の文字種は、入力できる文字種に置き換えて記録する。置き換えについては、必要に応じて説明を注記として記録する。大文字使用法については、当該言語の慣用に従う。

（参照：大文字使用法については、付録#A.2 を見よ。）

#1.10.4 句読記号

句読記号は、原則として情報源に表示されているとおりに記録する。句読記号を表示されているとおりに記録することで、かえって意味が不明確になる場合は、記録しないか、他の句読記号に置き換える。識別のために重要な場合は、その旨を注記として記録する。

【本タイトル】 Companion animal

【タイトルに関する注記】 Title appears within square brackets on both title page and cover.

（情報源の表示: [Companion ANIMAL]）

別のエレメントとして記録する情報との間に表示されている句読記号は、記録しない。

【本タイトル】 The Lidov-Kozai effect

【タイトル関連情報】 applications in exoplanet research and dynamical astronomy

（情報源の表示: The Lidov-Kozai Effect - Applications in Exoplanet Research and Dynamical Astronomy）

また、同一のエレメントとして記録する情報との間に表示されている句読記号は、記録しない。

【出版地】 Amsterdam

【出版地】 Boston

【出版地】 Heidelberg

【出版地】 London

（情報源の表示: Amsterdam・Boston・Heidelberg・London）

改行して表示されている情報を続けて記録する場合などに、必要に応じて句読記号を追加する。

【本タイトルに関する責任表示】 Peter Watts Jones, Peter Smith

(情報源では、1 名ずつ改行して表示されている。)

#1.10.5 句読記号以外の記号等

記号等は、原則として情報源に表示されているとおりに記録する。再現不能な記号等は、説明的な語句に置き換え、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。さらに必要がある場合は、説明を注記として記録する。記号を再現することで、かえって意味が不明確になる場合は、記録しないか、他の記号に置き換える。識別のために重要な場合は、その旨を注記として記録する。他の情報と分離するためなどレイアウトに使用した記号等は、記録しない。

#1.10.6 計量の単位

計量の単位は、情報源に表示されているとおりに記録する。

#1.10.7 イニシャル・頭字語

情報源に表示されているイニシャルや頭字語の間にスペースがある場合は、スペースを入れずに記録する。ピリオドは省略しない。

#1.10.8 再読を意図して表示された文字または語句

一度の表示で明らかに再読を意図して表示されている文字または語句は、繰り返して記録する。

【本タイトル】 視ることば聴くことば

(情報源の表示は、次のとおり。)

聴

く

こ

と

視ることば

#1.10.9 略語

略語は、付録#A.3.2 に従って記録する。

#1.10.10 数、日付

数または日付は、数字で表示されている場合と、語句で表示されている場合とがある。次のエレメントで数または日付を記録する場合は、特に指示のある場合を除いて、#1.10.10.1～#1.10.10.5 に従う。

a) 逐次刊行物の順序表示（参照：#2.4.0.4 を見よ。）

- ① 初号の巻次
- ② 初号の年月次
- ③ 終号の巻次
- ④ 終号の年月次

- ⑤ 初号の別方式の巻次
- ⑥ 初号の別方式の年月次
- ⑦ 終号の別方式の巻次
- ⑧ 終号の別方式の年月次
- b) 出版日付（参照：#2.5.5.2 を見よ。）
- c) 頒布日付（参照：#2.6.5.2 を見よ。）
- d) 製作日付（参照：#2.7.5.2 を見よ。）
- e) 非刊行物の制作日付（参照：#2.8.5.2 を見よ。）
- f) 著作権日付（参照：#2.9.2 を見よ。）
- g) シリーズ内番号（参照：#2.10.8.2 を見よ。）
- h) サブシリーズ内番号（参照：#2.10.16.2 を見よ。）
- i) 学位授与年（参照：#4.23.3 を見よ。）

その他のエレメントで数または日付を転記する場合は、情報源に表示されているとおりに、#1.10.1～#1.10.9 に従って記録する。

和古書・漢籍については、出版日付、非刊行物の制作日付を記録する場合に、#1.10.10.5 の規定を適用せず、#2.5.5.2A、#2.8.5.2A に従ってそれぞれ記録する。

初期印刷資料については、逐次刊行物の順序表示、出版日付、頒布日付、製作日付、非刊行物の制作日付を記録する場合に、#1.10.10.1～#1.10.10.5 の規定を適用せず、情報源に表示されているとおりに記録することができる。

#1.10.10.1 数字

数が、情報源に数字で表示されている場合に、アラビア数字に置き換えることで理解が困難にならないときは、アラビア数字で記録する。

【シリーズ内番号】 3

(情報源の表示：三)

【シリーズ内番号】 2

(情報源の表示：弐)

#1.10.10.1 数字 別法

数が、情報源に数字で表示されている場合は、表示されているとおりに記録する。必要に応じてアラビア数字を付加する。この場合は、資料外の情報源から採用したことを注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。

【シリーズ内番号】 三

(情報源の表示：三)

【シリーズ内番号】 弐

(情報源の表示：弐)

【シリーズ内番号】 参 [3]

(情報源の表示: 参)

#1.10.10.2 語句で表示された数

数が、語句で表示されている場合は、アラビア数字に置き換えて記録する。

【初号の巻次】 Volume 2

(情報源の表示: Volume two)

#1.10.10.3 省略された数

範囲を示す数または日付の一部が省略されている場合は、完全な形で記録する。

【シリーズ内番号】 801-815

(情報源の表示: 801-15)

#1.10.10.4 序数

序数は、数字と語句のいずれで表示されていても、当該言語の標準的な序数を示す表記の形式に従って、数字として記録する。

a) 日本語、中国語または韓国・朝鮮語の場合

「第」を省略せずに「第 8」、「第 3 巻」などと記録する。

b) 英語の場合

「1st」、「2nd」、「3rd」、「4th」などと記録する。

c) その他の言語の場合

フランス語は、「1^{er}」、「1^{re}」、「2^e」、「3^e」などと記録する。

ドイツ語は、「1.」、「2.」、「3.」などと記録する。

イタリア語は、「1^o」、「1^a」、「2^o」、「2^a」、「3^o」、「3^a」などと記録する。

当該言語の使用法が不明な場合は、「1.」、「2.」、「3.」などと記録する。

#1.10.10.5 日付

日付は、当該エレメントの記録の方法の規定に従った暦で記録する。

【初号の年月次】 平成 8 年版

(情報源の表示: 平成八年版)

【出版日付】 2013

(情報源の表示: 平成 25 年 #2.5.5.2 本則を採用した場合)

西暦以外の暦で記録した場合は、必要に応じて西暦を付加することができる。この場合は、資料外の情報源から採用したことを注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。

【出版日付】 平成 2 年 [1990]

(情報源の表示: 平成 2 年 #2.5.5.2 別法を採用した場合)

情報源に表示されていない日付を記録する必要がある場合は、資料外の情報源から採用したことを注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。実際の日付が不明な場合、二つのいずれの年か不明な場合、日付が推測できる場

合、ある期間のいずれかであることが推測できる場合、特定の時点より以前または以降であることのみ判明している場合等は、その旨が分かるように記録する。

【出版日付】	[2015]
【出版日付】	[2013 または 2014]
【出版日付】	[2013 or 2014]
【出版日付】	[2008?]
【出版日付】	[1990 年代]
【出版日付】	[2000 から 2009 の間]
【出版日付】	[1881 から 1886 の間?]
【出版日付】	[between 1846 and 1853?]

#1.10.11 誤表示

誤記または誤植は、当該エレメントに関する規定が特にない場合は、情報源に表示されているとおりに記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、正しい表記について注記する。誤記または誤植がタイトル中に存在して、それが重要とみなされる場合は、正しい表記を異形タイトルとして記録する。

(参照: #2.1.0.4.1 を見よ。)

#1.10.11 誤表示 別法

誤記または誤植は、当該エレメントに関する規定が特にない場合は、正しい表記に改め、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。識別またはアクセスに重要な場合は、誤った表記について注記する。

#1.11 統制形の記録

統制形は、#4～#12 におけるタイトルおよび名称の記録に使用する。統制形の記録にあたっては、データ作成機関が優先する言語および文字種を定めておく必要がある。

(参照: #0.9.3 を見よ。)

著作の優先タイトルおよび個人・家族・団体、場所の優先名称は、選択した言語および文字種で記録する。著作の異形タイトルおよび個人・家族・団体、場所の異形名称は、必要に応じて適切な言語および文字種で記録する。

統制形は、用いる言語および文字種によって、#1.11.1～#1.11.4.3 に従って記録する。

(参照: 言語および文字種の実践については、#4.1.3C、#6.1.3.2A～#6.1.3.2B 別法、#8.1.3.1A～#8.1.3.1B を見よ。)

統制形の記録にあたっては、文字の大小の表示は再現しない。略語については、付録 #A.3 に示すものを使用する。

情報源に誤表示がある場合は、正しい表記に改め優先タイトルまたは優先名称を記録する。誤表示が重要な場合は、これを異形タイトルまたは異形名称として記録する。

著作、表現形、個人・家族・団体における識別要素の記録の方法は、#4～#8 で規定す

る。

(参照: #4.0.3、#5.0.3、#6.0.3、#7.0.3、#8.0.3 を見よ。)

<#1.11.1~#1.11.4 言語>

#1.11.1 日本語

日本語のタイトルまたは名称の統制形は、日本語の表示形を用いて記録する。あわせて統制形の読みを、#1.12~#1.12.2 別法に従って片仮名読み形および（または）ローマ字読み形で記録する。

(参照: 片仮名読み形については、#1.12.1、#1.12.1 別法を見よ。ローマ字読み形については、#1.12.2、#1.12.2 別法を見よ。)

漢字は、原則として情報源に表示されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。入力できない漢字は、入力できる漢字に置き換えるか、入力できないことを示す「げた記号」(≡)に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。

仮名はそのまま記録するが、変体仮名は平仮名に改める。

その他の数字、記号、ラテン文字等の各種文字種は、情報源に表示されているとおりに記録する。これらのうち、入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。

観覧車物語

龍馬の生きざま

ぐりとぐら

タモリ

現代詩 100 周年

クイズ 123

京都・奈良宿泊&レジャーガイド

#1.11.1 日本語 別法

日本語のタイトルまたは名称の統制形は、日本語の表示形を用いて記録する。あわせて統制形の読みを、#1.12~#1.12.2 別法に従って片仮名読み形および（または）ローマ字読み形で記録する。

(参照: 片仮名読み形については、#1.12.1、#1.12.1 別法を見よ。ローマ字読み形については、#1.12.2、#1.12.2 別法を見よ。)

漢字は、原則として常用漢字表に収録されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。*常用漢字表に収録されている漢字に置き換えられない漢字は、情報源に表示されている字体のおりに記録するか、入力できないことを示す「げた記号」

(≡)に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する*。

仮名はそのまま記録するが、変体仮名は平仮名に改める。

その他の数字、記号、ラテン文字等の各種文字種は、情報源に表示されているとおりに

記録する。これらのうち、入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。

観覧車物語

竜馬の生きざま

(情報源の表示: 龍馬の生きざま)

ぐりとぐら

タモリ

現代詩 100 周年

クイズ 123

京都・奈良宿泊&レジャーガイド

#1.11.2 中国語

中国語のタイトルまたは名称の統制形は、中国語の表示形を用いて記録する。あわせて統制形の読みを、#1.12~#1.12.2 別法に従って片仮名読み形および（または）ローマ字読み形で記録することができる。

(参照: 片仮名読み形については、#1.12.1、#1.12.1 別法を見よ。ローマ字読み形については、#1.12.2、#1.12.2 別法を見よ。)

漢字は、原則として情報源に表示されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。入力できない漢字は、入力できる漢字に置き換えるか、入力できないことを示す「げた記号」(≡)に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。

その他の数字、記号、ラテン文字等の各種文字種は、情報源に表示されているとおりに記録する。これらのうち、入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。

RDA 全視角解读

漢詩用例辞典

#1.11.2 中国語 別法

中国語のタイトルまたは名称の統制形は、中国語の表示形を用いて記録する。あわせて統制形の読みを、#1.12~#1.12.2 別法に従って片仮名読み形および（または）ローマ字読み形で記録することができる。

(参照: 片仮名読み形については、#1.12.1、#1.12.1 別法を見よ。ローマ字読み形については、#1.12.2、#1.12.2 別法を見よ。)

漢字は、原則として常用漢字表に収録されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。*常用漢字表に収録されている漢字に置き換えられない漢字は、情報源に表示されている字体のとおり記録するか、入力できないことを示す「げた記号」

(≡)に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する*。

その他の数字、記号、ラテン文字等の各種文字種は、情報源に表示されているとおりに

記録する。これらのうち、入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。

RDA 全視角解説

(情報源の表示: RDA 全視角解説)

漢詩用例辞典

(情報源の表示: 漢詩用例辞典)

#1.11.3 韓国・朝鮮語

韓国・朝鮮語のタイトルまたは名称の統制形は、韓国・朝鮮語の表示形を用いて記録する。あわせて統制形の読みを、#1.12～#1.12.3 に従って片仮名読み形および（または）ローマ字読み形、もしくはハングル読み形で記録することができる。

(参照: 片仮名読み形については、#1.12.1、#1.12.1 別法を見よ。ローマ字読み形については、#1.12.2、#1.12.2 別法を見よ。ハングル読み形については、#1.12.3 を見よ。)

ハングルは、情報源に表示されているとおりに記録する。

漢字は、原則として情報源に表示されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。入力できない漢字は、入力できる漢字に置き換えるか、入力できないことを示す「げた記号」(≡)に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。

その他の数字、記号、ラテン文字等の各種文字種は、情報源に表示されているとおりに記録する。これらのうち、入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。

#1.11.4 日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語

日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語のタイトルまたは名称の統制形は、表示形、翻字形、または片仮名表記形を用いて記録する。

#1.11.4.1 表示形

表示形は、原則として情報源に表示されているとおりに記録する。表示形では、読みは、原則として記録しない。入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。

大文字使用法、数、アクセント・発音符号等、冒頭の冠詞、ハイフン、イニシャル・頭字語の後のスペース、略語については、#1.11.5～#1.11.11 に従う。

Library of Congress

Толстой, Лев Николаевич

#1.11.4.2 翻字形

翻字形は、情報源に表示されている形を、データ作成機関が採用した翻字法に従って、ラテン文字に翻字して記録する。翻字形では、読みは、原則として記録しない。翻字法については、必要に応じて注記として記録する。

大文字使用法、数、アクセント・発音符号等、冒頭の冠詞、ハイフン、イニシャル・頭

字語の後のスペース、略語については、#1.11.5～#1.11.11 に従う。

ただし、翻字法によって規定されている場合は、そのまま記録する。

Iḥyā' maktabat al-Iskandarīyah

(情報源の表示: إحياء مكتبة الاسكندرية)

#1.11.4.3 片仮名表記形

片仮名表記形は、情報源に表示されている形を、その発音に従って、片仮名を用いて記録する。あわせて統制形の読みを、#1.12～#1.12.2 別法 に従って片仮名読み形および（または）ローマ字読み形で記録することができる。

(参照: 片仮名読み形については、#1.12.1、#1.12.1 別法を見よ。ローマ字読み形については、#1.12.2、#1.12.2 別法を見よ。)

付録#A.1 に従い、適切な単位に分かち書きして記録する。

その他の数字、記号等の各種文字種は、情報源に表示されているとおりに記録する。これらのうち、入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。

<#1.11.5～#1.11.11 統制形の記録の補足規定>

#1.11.5 大文字使用法

著作のタイトルは大文字で始める。ただし、小文字を使用すべき語で始まる場合は、小文字で始める。

iPhone 6s 究極の快適設定

個人・家族・団体、場所の名称の大文字使用法については、次のとおりとする。

- a) 各名称の冒頭の語は、原則として大文字で始める。
- b) 各名称の 2 番目以降の語は、当該言語の慣用に従って大文字とするか小文字とするかを決定する。
- c) 冒頭の語について、例外的に小文字とする場合がある。

(参照: 付録#A.2 を見よ。)

#1.11.6 数

著作のタイトルに含まれる数は、語句で表示されているものもアラビア数字で表示されているものも、情報源に表示されているとおりに記録する。

著作の部分の優先タイトルにおける部分の順序を表す数は、情報源の表示にかかわらず、アラビア数字で記録する。

個人・家族・団体、場所の名称に含まれる数は、語句で表示されているものもアラビア数字で表示されているものも、情報源に表示されているとおりに記録する。

#1.11.7 アクセント、発音符号等

著作のタイトルに含まれるアクセント、発音符号等は、情報源に表示されているとおりに記録する。

個人・家族・団体、場所の名称に含まれるアクセント、発音符号等は、情報源に表示されているとおりに記録する。情報源で省略されている場合でも、それが名称に不可欠である場合は、付加して記録する。大文字使用法の規定によって、情報源に表示されている大文字を小文字で記録する場合に、当該言語の慣用ではアクセント、発音符号等が必要なときは、これを付加する。

#1.11.7 アクセント、発音符号等 任意追加

著作のタイトルに含まれるアクセント、発音符号等が、情報源に表示されていない場合は、当該言語の慣用に従って付加して記録する。

#1.11.8 冒頭の冠詞

著作のタイトル、団体および場所の名称の冒頭に冠詞がある場合は、それを省略せずに記録する。

#1.11.8 冒頭の冠詞 別法

*著作のタイトル、団体および場所の名称の冒頭に冠詞がある場合は、その冠詞を省略する。

ただし、タイトルや名称が個人名や地名のような固有名から始まる場合など、その冠詞の下に検索される場合は、それを省略せずに記録する*。

#1.11.9 ハイフン

個人の名称に含まれるハイフンは、当該名称の保持者が使用している場合は、そのまま記録する。

#1.11.10 イニシャル・頭字語の後のスペース

著作のタイトルにイニシャルや頭字語が含まれる場合は、次のように記録する。

a) イニシャルが続く場合は、その間のピリオドの後にスペースを空けずに記録する。

Buddhist remains in South India and early Andhra history, 225 A.D. to 610
A.D.

b) 独立した文字やイニシャルが間にピリオドをはさまずに続いている場合は、間にスペースを空けずに記録する。

WHO 分類による脳腫瘍の MRI

個人または家族の名称にイニシャルが含まれる場合は、次のように記録する。

c) 名または姓を表すイニシャルの後に続くピリオドと、次のイニシャルまたは名の間、スペースを空けて記録する。

Keystone, J. S.

d) 名称が、全体としてまたは主として独立した文字から構成されている場合は、文字の後のピリオドの有無にかかわらず、間にスペースを空けて記録する。

X Y Z

e) 名称に称号や敬称の一部を形成するイニシャルまたは略語が含まれる場合は、その

イニシャルや略語と、それに続くイニシャル、略語、番号または語との間に、スペースを空けて記録する。

Dr. K

団体または場所の名称にイニシャルが含まれる場合は、次のように記録する。

f) イニシャルが続く場合は、その間のピリオドの後にスペースを空けずに記録する。

A.H. Belo Corporation

g) 独立した文字やイニシャルが、間にピリオドをはさまずに続く場合は、間にスペースを空けずに記録する。

NHK 出版

#1.11.11 略語

著作のタイトルの記録に際して、略語はそれがタイトルの不可欠な構成部分である場合に限って使用する。

現代アート etc

個人・家族・団体、場所の名称の記録に際して、略語はそれが名称の不可欠な構成部分である場合に限って使用する。

DJ Joe T

#1.12 読みの記録

統制形による記録を行うエレメントでは、使用する言語および文字種に応じて、あわせて統制形の読みを記録する。統制形をとらないエレメントにおいても、必要に応じてその読みを記録することができる。

読みは、読みの対象となる文字列との対応が分かるように、適切なコーディングを用いて記録する。

使用する言語および文字種により、表 1.12 に従って読みの有無および表記の形を選択する。

表 1.12 読みの文字種

対象となる文字列の 言語および文字種	読みの表記の形
日本語	片仮名読み形および（または）ローマ字読み形
（片仮名のみ）	片仮名読み形および（または）ローマ字読み形、または記録しない
（ラテン文字のみ）	片仮名読み形および（または）ローマ字読み形、または記録しない
中国語	片仮名読み形および（または）ローマ字読み形、または記録しない
韓国・朝鮮語	片仮名読み形および（または）ローマ字読み形、またはハングル読み形、または記録しない
（ハングルのみ）	（原則として記録しない）

その他の言語	
(表示形)	(原則として記録しない)
(翻字形)	(原則として記録しない)
(片仮名表記形)	片仮名読み形および(または)ローマ字読み形、または記録しない

#1.12.1 片仮名読み形

片仮名読み形は、付録#A.1 に従い、適切な単位に分ち書きして記録する。記号、アラビア数字、ラテン文字等は、情報源に読みが表示されている場合は、それを片仮名に置き換えて記録する。読みが表示されていない場合は、そのまま記録する。記号については、意味を損なわない限り、省略できる。対象となる文字列が、片仮名読み形と完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる。

観覧車物語||カンランシャ モノガタリ

ぐりとぐら||グリ ト グラ

現代詩 100 周年||ゲンダイシ 100 シュウネン

クイズ 123||クイズ ワン ツー スリー

(情報源に読みが「ワン ツー スリー」と表示されている場合の例)

クイズ 123||クイズ 1 2 3

(情報源に読みが表示されていない場合の例)

新制度 Q&A||シンセイド Q & A

京都・奈良の寺社||キョウト ナラ ノ ジンシャ

(記号を省略した例)

RDA 全視角解读||RDA ゼンシカク カイドク

(読みに日本語読みを選択した例)

タモリ||タモリ

(読みを記録した例)

タモリ

(名称が片仮名読み形と一致し、読みの記録を省略した例)

#1.12.1 片仮名読み形 別法

片仮名読み形は、付録#A.1 に従い、適切な単位に分ち書きして記録する。記号、アラビア数字、ラテン文字等は、情報源に読みが表示されている場合は、それを片仮名に置き換えて記録する。*読みが表示されていない場合は、アラビア数字、ラテン文字については、想定される発音に従って、片仮名に置き換えて記録する*。記号については、意味を損なわない限り、省略できる。*読みが必要なときは、想定される発音に従って、片仮名に置き換えて記録する*。対象となる文字列が、片仮名読み形と完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる。

観覧車物語||カンランシャ モノガタリ
 ぐりとぐら||グリ ト グラ
 現代詩 100 周年||ゲンダイシ ヒャクシュウネン
 クイズ 123||クイズ ワン ツー スリー
 (情報源に読みが「ワン ツー スリー」と表示されている場合の例)
 クイズ 123||クイズ イチ ニ サン
 (情報源に読みが表示されていない場合の例)
 新制度 Q&A||シンセイド キュー アンド エイ
 京都・奈良の寺社||キョウト ナラ ノ ジシャ
 (記号を省略した例)
 RDA 全視角解读||アールディーエイ ゼンシカク カイドク
 (読みに日本語読みを選択した例)
 タモリ||タモリ
 (読みを記録した例)
 タモリ
 (名称が片仮名読み形と一致し、読みの記録を省略した例)

#1.12.2 ローマ字読み形

ローマ字読み形は、適切な単位に分ち書きして記録する。記号、アラビア数字、ラテン文字等は、情報源に読みが表示されている場合は、それをローマ字読みに変換して記録する。読みが表示されていない場合は、そのまま記録する。対象となる文字列が、ローマ字読み形と完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる。

観覧車物語||Kanransha monogatari
 ぐりとぐら||Guri to Gura
 現代詩 100 周年||Gendaishi 100shunen
 クイズ 123||Kuizu wan tsu suri
 (情報源に読みが「ワンツースリー」と表示されている場合の例)
 クイズ 123||Kuizu 1 2 3
 (情報源に読みが表示されていない場合の例)
 新制度 Q&A||Shinseido Q & A
 京都・奈良の寺社||Kyoto ・ Nara no jisha
 RDA 全視角解读||RDA zenshikaku kaidoku
 (読みに日本語読みを選択した例)

中国語の表示形に対するピンインを、ローマ字読み形として扱うことができる。

#1.12.2 ローマ字読み形 別法

ローマ字読み形は、適切な単位に分ち書きして記録する。*記号、アラビア数字、ラ

テン文字等は、そのまま記録する*。対象となる文字列が、ローマ字読み形と完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる。

観覧車物語 || Kanransha monogatari
ぐりとぐら || Guri to Gura
現代詩 100 周年 || Gendaishi 100shunen
クイズ 123 || Kuizu 1 2 3
新制度 Q&A || Shinseido Q & A
京都・奈良の寺社 || Kyoto ・ Nara no jisha
RDA 全視角解读 || RDA zenshikaku kaidoku
(読みに日本語読みを選択した場合)

中国語の表示形に対するピンインを、ローマ字読み形として扱うことができる。

#1.12.3 ハングル読み形

ハングル読み形は、適切な単位に分ち書きして記録する。

漢詩用例辞典 || 한시 용례 사전

#1.13 注記

注記は、#1.13.1～#1.13.3 に従って記録する。

#1.13.1 引用

資料自体またはその他の情報源からの引用を行う場合は、かぎかっこまたは引用符で囲んで記録し、続けて情報源を示す。ただし、その情報源が優先情報源である場合は、情報源を示さない。

「本書の執筆編集は松田民俗研究所及び御殿場市教育委員会が行った」--凡例
"A two-volume set which is part of a project entitled 'International relations theory and South Asia'"--Volume 1, preface.
"With a new preface by the author."
(優先情報源 (タイトル・ページ) の表示を引用した例)

#1.13.2 参照

次のいずれかの場合は、資料自体またはその他の情報源にある情報および (または) 参照先を記録する。

a) 記録内容の裏付けを示す場合

Preface signed by David Darrow, John Meacham, and Benjamin S. Youngs, of whom the first two named "signed their names not as authors, but as counsellors, and as sanctioning the work"--Cf. p. xiv, 4th ed.

b) その他の情報源を参照すれば情報を容易に得られるため、情報の内容そのものの記録を省略する場合

Detailed description in: A Jussi Bjoerling discography / by Jack W. Porter and

Harald Henrysson.

Table of contents <http://d-nb.info/1044275677/04>

#1.13.3 対象部分の特定

注記の内容が記述対象全体に該当しない場合は、該当する部分またはイテレーションを識別できるように記録する。

下巻の責任表示: マイク・アシュレイ編 ; スティーヴン・バクスター [ほか]
著 ; 日暮雅通訳

Volume 4 has subtitle: Building resilient regions